

別表 2（認定品目：再生資源を含有した路盤材）

認 定 基 準	
項 目	基 準
①対象資材	<p>以下の資材を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート塊、下水汚泥溶融スラグ、一般廃棄物溶融スラグ、鉄鋼スラグ（高炉スラグ、製鋼スラグ）及び陶磁器くず（廃瓦、レンガくず、陶器くず、磁器くず）を原材料とした「再生粒度調整砕石」 ・ コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、下水汚泥溶融スラグ、一般廃棄物溶融スラグ、鉄鋼スラグ（高炉スラグ、製鋼スラグ）、建設汚泥（土壤汚染が判明した土地、有害物質の使用履歴が明らかな土地その他土壤汚染の可能性のある土地から排出されたものを除く。）若しくは陶磁器くず（廃瓦、レンガくず、陶器くず、磁器くず）又はフライアッシュ（石炭火力発電施設、木質バイオマス発電施設で発生する飛灰に限る。）を造粒固化させたもの又はセメント系固化材を用いて薬剤固化させたものを原材料とした「再生クラッシャーラン」
②品質性能	<p>以下のすべての基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粒度 「再生粒度調整砕石」「再生クラッシャーラン」のそれぞれについて、別表 2-1 の基準に適合すること。 ・ P I、修正 C B R 等 「再生粒度調整砕石」「再生クラッシャーラン」のそれぞれについて、別表 2-2 の基準に適合すること。 ・ 下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを使用する場合は、JIS A 5032（「4.4.1粒度」を除く。）に適合していること。 ・ 鉄鋼スラグを使用する場合は、JIS A 5015（「4.2(3)粒度」、「4.3(3)粒度」及び「4.4 (3)粒度」を除く。）に適合していること。
③再生資源の含有率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「再生粒度調整砕石」は、再生資源の合計重量が製品重量の 50%以上であること。 ・ 「再生クラッシャーラン」は、再生資源の合計重量が製品重量の 50%以上であること。アスファルトコンクリート塊を使用する場合は 20%以下とすること。 ・ 陶磁器くずを使用する場合は、製品重量の 10%以下とすること。 ・ 新材を原材料とする場合は、採石法に基づく「岩石採取計画認可書」等を有していること。その場合、砕石は製品重量の 50%以下であること。 ・ 環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りでない。
④環境安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼スラグ、下水汚泥溶融スラグ若しくは一般廃棄物溶融スラグ又はフライアッシュ（石炭火力発電施設、木質バイオマス発電施設で発生する飛灰に限る。）を造粒固化させたもの又はセメント系固化材を用いて薬剤固化させたものを再生資源として使用する場合は、製品又は再生資源が溶出基準Ⅱ群及び含有量基準群（シアンに係る基準を除く。）に適合すること。 ・ 陶磁器くずを再生資源として使用する場合は、製品又は再生資源が溶出基準Ⅱ群に適合すること。 ・ 建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品が溶出基準Ⅰ群及び含有量基準群に適合すること。 ・ コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊のみを再生資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ・ 火山灰質粘性土を含む建設汚泥を再生資源として用いる場合は、併せて、六価クロムに係る「タンクリーチング試験」の結果が、溶出基準Ⅰ群のうち当該物質の基準に適合すること。 ・ 上記に定める物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していること。
⑤品質管理	<p>別表 2-3 に定める品質管理の内容が確実に実施される品質管理体制で製造等がなされること。</p>
⑥環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 2-4 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。

別表 2-1 再生路盤材の粒度

種類	呼び名	粒度 範囲	ふるいを通るものの質量百分率 %									
			JIS Z 8801-1 に規定する金属網ふるいの公称目開き									
			53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μm	75 μm
再生粒度 調整碎石	RM-40	40~0	100	95~100			60~90		30~65	20~50	10~30	2~10
	RM-30	30~0		100	95~100		60~90		30~65	20~50	10~30	2~10
	RM-25	25~0			100	95~100		55~85	30~65	20~50	10~30	2~10
再生 クラッシャー ラン	RC-40	40~0	100	95~100			50~80		15~40	5~25		
	RC-30	30~0		100	95~100		55~85		15~45	5~30		
	RC-20	20~0				100	95~100	60~90	20~50	10~35		

別表 2-2 再生路盤材の P I、修正 C B R、すり減り減量

種類	試験項目	試験方法	規格値
再生粒度調整碎石	P I	舗装試験法便覧 ((公社) 日本道路協会) 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	4 以下
	修正 C B R	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	8 0 以上
	すり減り減量	JIS A 1121	5 0 % 以下
再生クラッシャーラン	P I	舗装試験法便覧 1-3-5 (1988) 1-3-6 (1988)	6 以下
	修正 C B R	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	2 0 以上
	すり減り減量	JIS A 1121	5 0 % 以下

別表 2-3 品質管理

項目	内容	実施頻度
1 定期管理	(1) 検査（公的機関による検査） 粒度試験 コンシステンシー試験（P1） 修正CBR試験 すり減り減量試験 (2) その他（実施機関を問わない。） JIS A 5032（「4.4.1粒度」を除く。）への適合確認（下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを使用する場合） JIS A 5015（「4.2(3)粒度」、「4.3(3)粒度」及び「4.4(3)粒度」を除く。）への適合確認（鉄鋼スラグを使用する場合） 異物除去体制の整備及び除去の実施 原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影	6月に1回以上
2 日常管理	(1) 検査（検査機関を問わない。） 粒度試験 コンシステンシー試験（P1） 突固め試験 含水比試験	上記以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時
	(2) その他（実施機関を問わない。） 異物除去体制の整備及び除去の実施 原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影	随時
3 その他の管理	製品保管の累積により製品の形状を著しく変化させ品質が損なわれないよう、また、風雨等により製品の流出等がないよう製品の管理を行うこと。	常時

別表 2-4 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷増減検討項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。
	廃棄	エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。
	再リサイクル	オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。 カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。